

10.2.8

# 向上新聞社定款

## 第一章 總則

- 第一條 本社ハ出資組合トシテ新聞社ト稱ス
- 第二條 本社ノ事務所ハ大阪府北河内郡九ヶ庄村大字高柳七番屋敷ニ置キ支局ヲ大阪市東區嶋町二丁目一置キ
- 第三條 本社ハ向上會員及向上會ニ關係ヲ有スルモノヲ以テ組織ス
- 第四條 本社ハ勞動問題ニ關係アル諸種ノ事項ヲ報道論議シ該問題ノ解決ニ資スルヲ以テ目的トス
- 第五條 本社ハ前記ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
  - 一、新聞紙ノ發行
  - 二、日用品販賣

## 第二章 關

- 第六條 本社ニ委員若干名及監査委員及監査ハ向上會及組合員總會ヨリ各半數ヲ選舉シ委員會ハ社長一名及常務委員四名ヲ選任ス
- 第七條 社長ハ事務ヲ總理シ常務委員ノ内一名ハ編輯印刷發發行ヲ担任シ一名ハ廣賣事務ヲ他ノ二名ハ會計事務ヲ各々分掌スレ監査委員ヲ選任ス
- 第八條 委員及監査ノ任期ハ二年トシ毎年半數ヲ改選スルモノトス
- 第九條 但シ再選ヲ妨グズ
- 第十條 委員及監査ニシテ辭任其他ノ事由ニ依リ缺員ヲ生ジタルトキハ同數ノ候補者ヨリ補任ス
- 第十一條 但シ社長及常務委員ハ委員會ノ決議ニ依リ有給トナスコトヲ得
- 第十二條 總會ハ通常總會及臨時總會ノ二種トス通常總會ハ毎年一月一回之ヲ開ク臨時總會ハ第九條ニ定メタル場合ノ外左ノ場合ニ於テ之ヲ開ク
  - 一、委員會又ハ監査委員ノ必要ト認メタルトキ
  - 二、總組合員ノ半數以上ノ申出アリタルトキ
- 第十三條 總會ハ總組合員ノ半數以上出席スルニ非ザレバ開會スルコトヲ得ズ

55

6455

## 第十四條

若シ半數ニ充タザルトキハ假決議ヲ爲シ改メテ總組合員ノ承認ヲ求ムルモノトス  
 前項ノ場合ニ於ケル決議ハ出席人員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス委員及監査ノ解任定款ノ變更解散及合併ニハ議決權ノ三分ノ二以上ノ同意アルヲ要ス  
 總會ノ議長ハ通常社長ニ當ル社長事務ハ常務委員ノ内ヨリ互選ニ依リ之ヲ定ム總會ニ於テ必要ト認メタルトキハ出席者ノ互選ニ依リ議長トシテ之ヲ行フコトヲ得  
 總組合員ハ十五名以内代理シテ議決權ヲ行フコトヲ得此場合ハ委任狀ヲ携帶スルヲ要ス  
 總會ニ於テハ決議録ヲ作り會議ノ顛末及出席者ノ員數ヲ記載シ議長及議長ノ指名シタル出席者二名以上ノ記名捺印スルヲ要ス  
 本社ニ社員若干名ヲ置キ社長之ヲ任免ス

## 第三章 出資及積立金

出資一口ノ金額ハ金壹圓トシ一回ニテ拂込ラシムルモノトス(但シ先當ハ五日以内トス)  
 毎年十二月末日ヲ以テ事業年度トシ決算ヲ行ヒ剩餘金ノ四分ノ一ヲ準備金トシテ積立ツルモノトス  
 準備金ハ出資總額ノ五倍ヲ以テ限度トス  
 剩餘金ヨリ準備金ニ積立ツベキ金額及配當金ヲ控除シ尙殘額アルトキハ向上會ニ寄附スルモノトス  
 但シ配當額ハ委員會ニ於テ之ヲ定ム  
 準備金ハ社長ノ名義ヲ以テ總會ノ承認ヲ得タル銀行ニ預入レ委員會ノ承認ナクシテ利用スルコトヲ得ズ

## 第四章 雜則

- 第二十一條 本社ニ贈金アルトキハ委員會ノ承認シタル銀行ニ預入ルモノトス
- 第二十二條 本社ニ於テ發行スル新聞紙ノ代價ハ委員會ニ於テ之ヲ定ム
- 第二十三條 事業執行ニ關スル細則ハ委員會ニ於テ之ヲ定ム
- 第二十四條 本組合員タラントスル者ハ申込書ニ住所氏名ヲ記入シテ申込ムベシ
- 第二十五條 本社ハ之ヲ組合員名簿ニ記載シ拂込ラシタルトキハ資金帳出證券ヲ交付スルヲ要ス
- 第二十六條 但シ加入金ヲ徵收スルコトヲ得加入金額ハ本社ノ財産狀態ニ照シテ委員會之ヲ定ム
- 組合員其持口ヲ讓渡サントスルトキハ本社ノ承認ヲ經ルヲ要ス
- 本社ハ解散ノ場合出資委員ハ清算人トナリ其財産ヲ出資額ニ應ジテ分配スルモノトス